

大分県外部の労働者等からの公益通報処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（以下「ガイドライン」という。）の趣旨にのっとり、県の機関が処分又は勧告等をする権限を有する通報対象事実に係る外部の労働者等からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公益通報の受付体制)

第3条 外部の労働者等からの公益通報を受けるとともに、公益通報に関する相談に応じるため、生活環境部県民生活・男女共同参画課に総合窓口を設置する。

2 前項の総合窓口のほか、法別表に掲げる法律の施行に関する事務を所管する課（局・室を含む。以下「法所管課」という。）において、外部の労働者等からの公益通報を受けるとする。

3 前2項の公益通報及び公益通報に関する相談は、原則として電話又は郵便もしくは電子メールによるものとする。

4 法に基づく公益通報以外の通報であっても、事業者の法令遵守を確保するために必要であると認められる場合には、公益通報に準ずるものとして取り扱うものとする。

(受付と教示)

第4条 公益通報を受ける場合においては、公益通報者の秘密の保持に配慮し、次の各号に掲げる事項について聴取するとともに、公益通報者に対して、公益通報者の秘密は保持されることを説明するものとする。

- 一 公益通報者名
- 二 公益通報者の労務提供先である事業者名
- 三 公益通報の内容
- 四 公益通報者への連絡方法及び連絡先
- 五 連絡希望時間帯その他特に留意すべき事項

2 総合窓口で公益通報がされた場合においては、当該公益通報者に対し、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

- 3 当該公益通報に係る通報対象事実についての処分又は勧告等に係る事務を担当しない課（局・室を含む。）に公益通報がされた場合においては、当該公益通報者に対し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。
- 4 公益通報者が匿名を希望する場合も、可能な限り実名による場合と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

（公益通報の受理等）

第5条 法所管課に公益通報がされた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該法所管課は当該公益通報を受理するものとする。

- 一 当該公益通報に係る通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるとき（役員からの公益通報を除く。次号において同じ。）。
- 二 当該公益通報に係る通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出するとき。
 - イ 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - ロ 当該公益通報に係る通報対象事実の内容
 - ハ 当該公益通報に係る通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
 - ニ 当該公益通報に係る通報対象事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由
- 三 調査是正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事象が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるとき（役員からの公益通報に限る。次号において同じ。）

- 四 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 法所管課は、公益通報を受理したときはその旨を、受理しないときはその旨及びその理由を、通報をした者に通知するものとする。
- 3 法所管課は、公益通報を受理した後において、当該公益通報に係る通報対象事実について他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、当該公益通報者に対し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

（調査）

第6条 法所管課は、公益通報を受理した場合において当該公益通報に係る通報対象事実について調査する必要があると認めるときは、当該公益通報者の秘密を守るため、当該

公益通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

- 2 法所管課は、前項の調査を終了したときはその結果を、当該公益通報者の求めに応じ、利害関係人の名誉、プライバシー等に配慮して、当該公益通報者に通知するものとする。
- 3 法所管課は、公益通報を受理した場合において当該公益通報に係る通報対象事実について調査する必要があると認めるときは、その旨及びその理由を、当該公益通報者に通知するものとする。

(措置)

第7条 法所管課は、公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

- 2 法所管課は、前項の措置をとったときはその旨を、当該公益通報者の求めに応じ、利害関係人の名誉、プライバシー等に配慮して、当該公益通報者に通知するものとする。
- 3 法所管課は、当該公益通報に係る通報対象事実がないと認めるときは、その旨を、当該公益通報者に通知するものとする。

(公益通報者への連絡)

第8条 公益通報をされた総合窓口及び法所管課は、当該公益通報の内容に関して当該公益通報者に連絡する必要があると認めるときは、公益通報がされた時に聴取した連絡先、連絡方法、連絡希望時間帯等を考慮するなど、当該公益通報者の秘密の保持に十分配慮して連絡しなければならない。

(秘密の保持の徹底)

第9条 公益通報の処理に従事する者は、その処理を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。公益通報の処理に従事しなくなった後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 公益通報の処理に係る個人情報の取扱いは、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）の定めるところによる。

(利益相反関係の排除)

第11条 職員は自らまたはその親族が関係する通報事案の処理に関与してはならない。

- 2 法所管課は、通報等への対応の各段階において、対応する職員が第1項に該当する者でないことを確認するものとする。

(公益通報関連資料の管理)

第12条 公益通報を処理した法所管課は、その処理に係る記録及び関係資料について、別に定めるところにより管理しなければならない。

(協力義務)

第13条 法所管課は、公益通報に係る通報対象事実に関し処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。